

2021年2月1日

三村小松山縣 法律事務所「ファッションロー・ユニット」が ファッションブランドやデザイナー・クリエイターを支援する 法律顧問サービス「ライトプラン」をスタート



小松 隼也

中内 康裕

海老澤 美幸

三村小松山縣 法律事務所（所在地：東京都千代田区、代表弁護士：三村量一、小松隼也、山縣敦彦 mktlaw.jp）は、本年1月に設立した「ファッションロー・ユニット」における新たなプロジェクトとして、ファッションブランドやデザイナー、クリエイターなどの小規模事業者を対象とした法律顧問サービス「ライトプラン」を開始いたしました。

ファッションビジネスにおいては、会社設立からオフィスの賃貸借、知財戦略、事業展開のための契約交渉に至るまで、数多くの法的問題に直面することになりますが、ファッションブランドやデザイナー、クリエイターの方々から「費用の高さがネックとなり専門家への事前相談を諦めざるを得ない」との声が多く聞かれていました。

そこで、そのような方々をサポートするため、低価格かつ機動的な法律顧問サービス「ライトプラン」をご提供することといたしました。

「ライトプラン」は、月額 **25,000 円**（消費税別）という非常にリーズナブルな価格設定（なお、弊所の通常の法律顧問契約最低額は **50,000 円**～となります。）で、電話等を利用した口頭でのご相談と契約書の簡易的なチェックを中心としたリーガルサービスをご提供いたします（担当弁護士により対応時間は変わります。また、契約書の作成や交渉などは別料



金となります。)。ビジネスの際にファッションを専門とする弁護士の意見をちょっと聞きたいなと思ったらいつでもご連絡いただけます。

「ライトプラン」概要

〔料金〕	月額 25,000 円（消費税別）
〔サービス内容〕	電話等を利用した口頭でのご相談と契約書の簡易的なチェック etc
〔ご相談内容例〕	・会社設立時のスキーム ・オフィス等の賃貸借契約 ・コピー商品対策 ・知財戦略 ・工場や OEM との協業契約 ・EC サイトの利用規約 ・個人情報の取り扱い ・海外代理店との契約/交渉 ・SNS の炎上対策 etc
〔ご利用条件〕	ファッション・アパレル業界関係者の方に限ります。

弊所はファッション業界の特性を踏まえた柔軟なリーガルサービスを提供するために、ファッションローに特化した専門チーム「ファッションロー・ユニット」を備えており、ファッション業界の様々な問題に対応しております。

「ライトプラン」を通じて、これまでご相談をためらっていた方々に継続的で柔軟なリーガルサービスをご提供できるよう尽力してまいります。

なお、「ファッションロー・ユニット」の詳細につきましては[こちら](#)をご覧ください。

今後とも、三村小松山縣 法律事務所及び「ファッションロー・ユニット」をどうぞ宜しくお願いいたします。

「ライトプラン」のお申込、お問い合わせは、下記までお気軽にご連絡ください。

三村小松山縣 法律事務所
弁護士 中内 康裕 宛
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12
サピアタワー8 階
tel 03-6275-6013 fax 03-6747-6862
e-mail nakauchi.yasuhiro@mktlaw.jp